

女性活躍の視点に立った制度整備について ～求められる税制・社会保障制度改革の検討と実行～

(株)大和総研 主席研究員
(パブリックポリシーリサーチ担当)
鈴木 準
2016年3月25日

男女共同参画基本計画における記述

第4次男女共同参画基本計画(2015年12月25日閣議決定)

《第1分野及び第9分野からの抜粋》

女性の就業調整等につながる可能性のある税制や社会保障制度等について、働きたい人が働きやすい中立的なものとなるよう、下記のとおり具体化・検討を進め、計画期間中のできるだけ早期に見直しを行う。

- ・ 税制における個人所得課税の諸控除の在り方について、平成27年11月に政府税制調査会が取りまとめた論点整理等を踏まえ、国民的議論を進めつつ見直しを行う。
- ・ 社会保障制度について、平成28年10月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる被用者保険の適用拡大を進めていく中で第3号被保険者を縮小していく方向で検討を進める。
- ・ いわゆる配偶者手当については、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、官の見直しの検討と併せて、労使に対しその在り方の検討を促すことが重要であり、そのための環境を整備する。

骨太の方針(「経済財政運営と改革の基本方針」)等における記述

骨太の方針(抜粋)

＜2013年6月＞…(特段の具体的な記述は見当たらない)

＜2014年6月＞…税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進める。

＜2015年6月＞…税制・社会保障制度・配偶者手当等の在り方については、女性が働くことで世帯所得がなだらかに上昇する、就労に対応した保障が受けられる等、女性が働きやすい制度等への見直しに向けて具体化・検討を進める。

日本再興戦略(抜粋)

＜2013年6月＞…働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う。

＜2014年6月＞…働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するためには、幅広く総合的な取組が不可欠である。このため、少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などの社会経済情勢の変化の下、女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、経済財政諮問会議で年末までに総合的に検討する。

＜2015年6月＞…女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障度、配偶者手当等の在り方については、世帯所得がなだらかに上昇する、就労に対応した保障が受けられるなど、女性が働きやすい制度となるように具体化・検討を進める。

【参考】自由民主党の政策方針

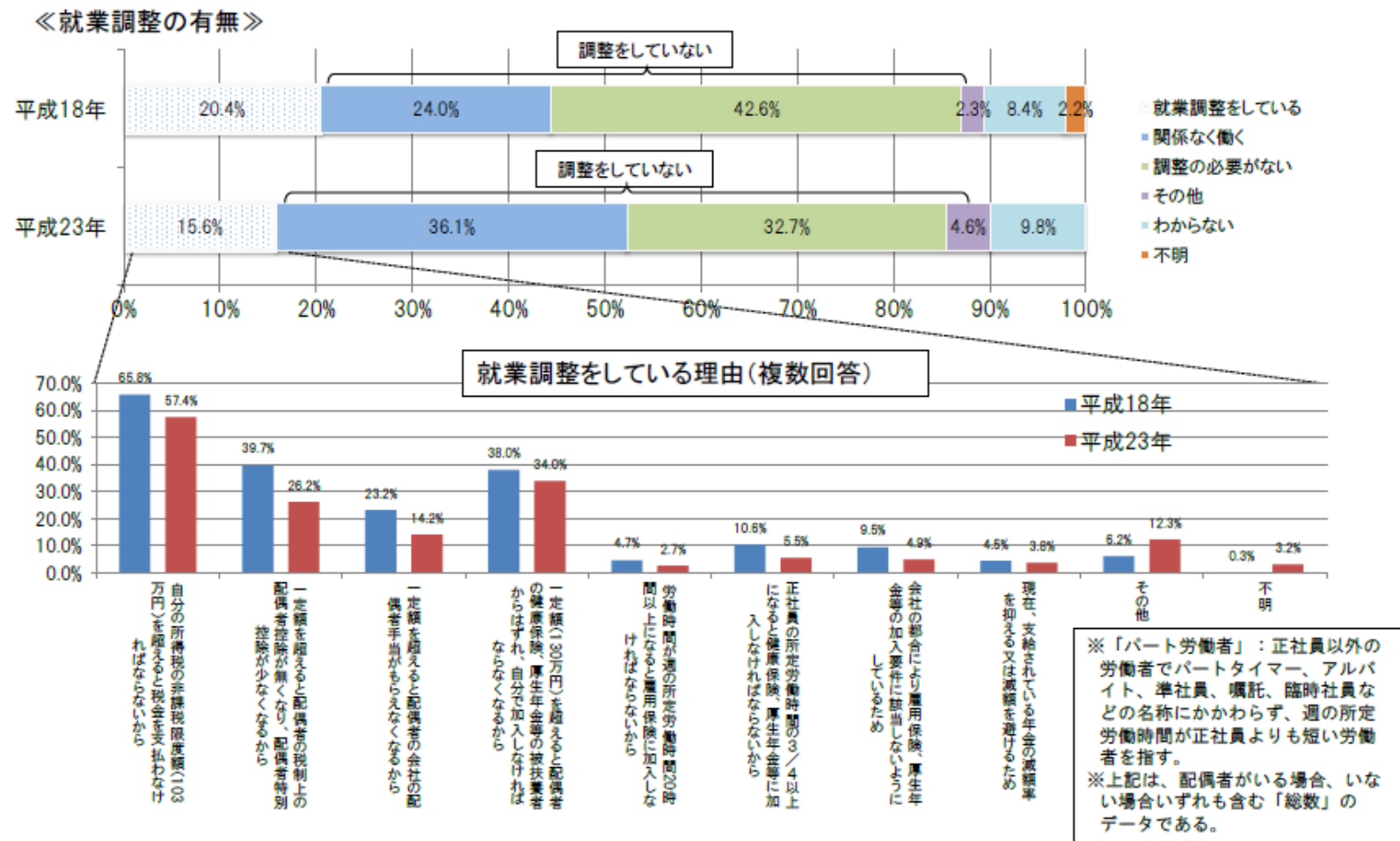
(「J-ファイル2012 総合政策集」「J-ファイル2013 総合政策集」)

社会の基本は「自助」にありますから、家族の助け合いの役割も正しく評価されなければなりません。その観点から、配偶者控除は維持し、児童手当との関係を整理した上で年少扶養控除を復活します。

(「政策集2014 J-ファイル」)

社会の基本は「自助」にありますから、家族の助け合いの役割も正しく評価されなければなりません。こうした観点を踏まえつつ、働き方に中立な税制について、総合的に検討します。また、児童手当との関係を整理した上で年少扶養控除を復活します。

パートタイム労働者の就労調整の状況



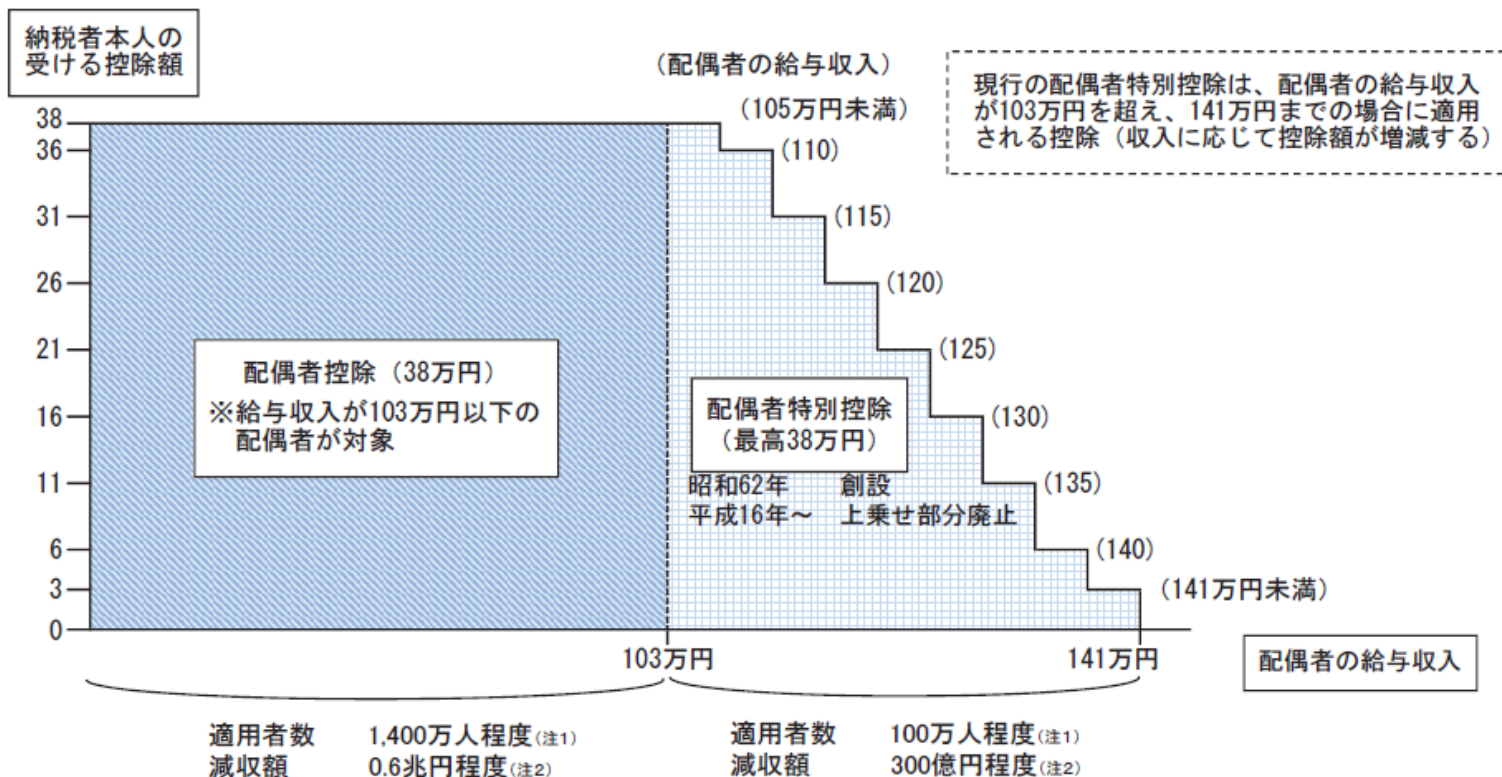
(資料)厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査(平成23年)」

(出所)税制調査会(2014年4月14日)における厚生労働省説明資料(http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/04/22/26zen6kai5.pdf)

- 年間50週とすると、時給1000円で週20時間、時給800円で25時間で100万円になる。
- 1987年に配偶者特別控除が創設され、2003年に上乗せ部分が廃止されたことから、税制が就労調整の誘因になっているとは考えにくい。
- むしろ、130万円までは配偶者及び世帯の限界負担率は0%。夫が所得を増やせば限界税率での課税だから、現行制度はむしろ女性にとって就労促進的といえる。少なくともドイツやフランスのような世帯課税と比べて、働いていない配偶者の就業を抑制してはいない。

現行の配偶者控除の仕組み

配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み



⇒ かつては「配偶者特別控除」がなく、配偶者の給与収入が103万円を超えると納税者本人の配偶者控除の適用がなくなることにより、配偶者の給与収入が増えても、世帯でみれば「手取りの逆転現象」（いわゆる「壁」）が生じていたが、現行においては、税制上の「壁」は解消されている。

（注1）配偶者控除（老人控除対象配偶者を含む。）及び配偶者特別控除の適用者数は、平成26年度予算ベースであり、給与所得者以外の人も含めた数である。

（注2）平成26年度予算ベースによる。

（※）国税について

（出所）税制調査会（2014年4月14日）における財務省説明資料（http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/05/23/26zen6kai3.pdf）

- 約1400万人が適用され、国税・地方税合わせて1.1兆円規模の減収となっている配偶者控除。
- 「103万円の壁」は税制によって存在しているか。

税制の論点

①税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」(平成27年11月、抜粋)

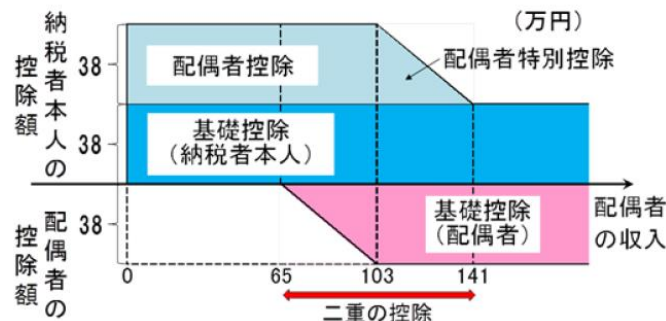
- ・若年層・低所得者層を取り巻く変化は、労働市場の変容や社会保険料負担の増加など、複数の政策分野にまたがって生じている。若年層を中心とする低所得者層の働く意欲を阻害せず、安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しするためには、社会保障制度、労働政策等の関連する制度や政策との連携を含めた総合的な対応を検討することが必要である。
- ・「一次レポート」は、「結婚して夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性を踏まえつつ、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点から、配偶者控除の見直しを軸とする5つの選択肢を提示した。生活を支えるために夫婦共に働く世帯の増加を踏まえ、これらの選択肢についてさらに検討を深める必要がある。

②税制調査会「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」(平成26年11月)で提示された、働き方の選択に対して中立的な税制の構築にあたっての5つの選択肢

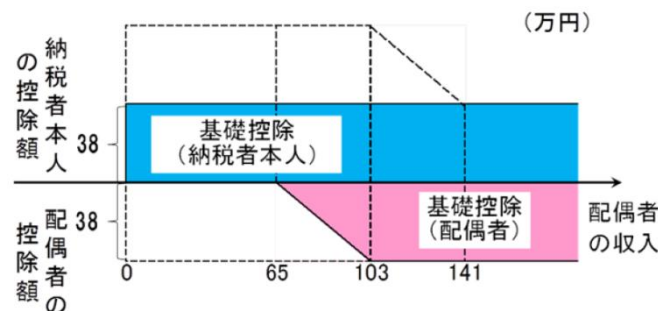
- (i)配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充
- (ii)配偶者控除の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を拡充
- (iii)いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充
- (iv)いわゆる移転的基礎控除の導入・税額控除化と子育て支援の拡充
- (v)「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充

配偶者控除の改革に関する選択肢

【現行】

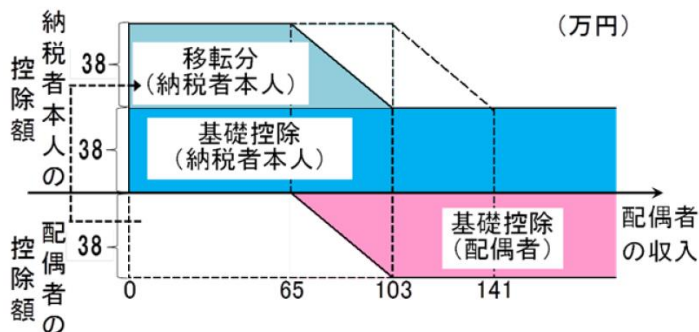


【選択肢A-1】配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充

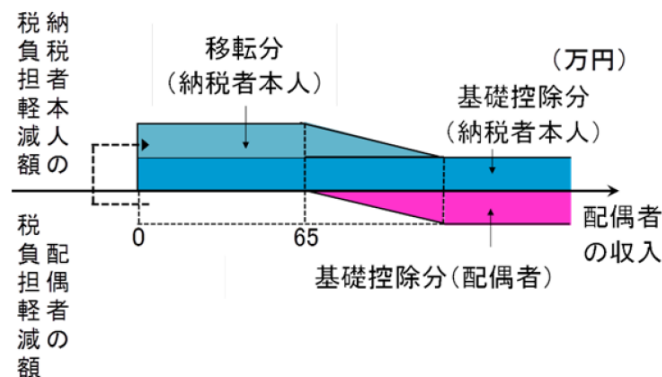


(注) 選択肢A-2として、配偶者控除の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を拡充することも考えられる。

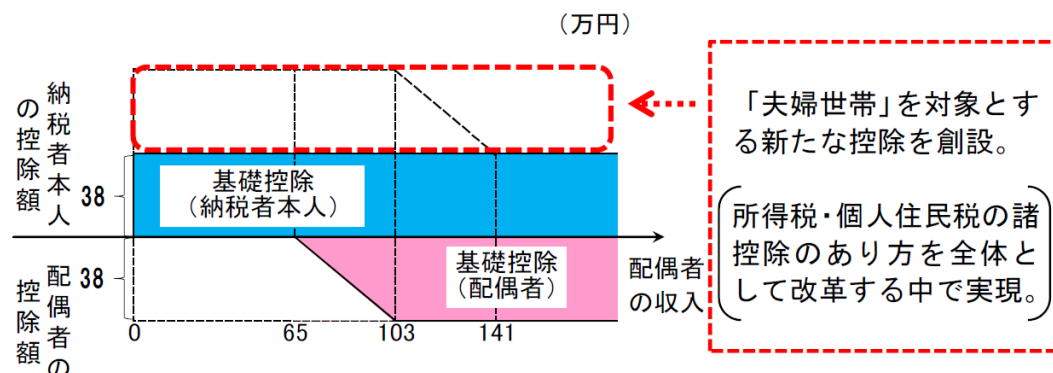
【選択肢B-1】いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充



【選択肢B-2】いわゆる移転的基礎控除の導入・税額控除化と子育て支援の拡充



【選択肢C】「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充



(出所) 税制調査会「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」
(http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/_icsFiles/afiedfile/2014/11/11/26zen12kai7.pdf)

民間企業における家族手当の支給基準になっているという問題

① 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
		配偶者の手当を見直す予定がある	配偶者の手当を見直す予定がない		
76.8%	(92.7%)	[4.6%]	[95.4%]	(7.3%)	23.2%

(注1) () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

(注2) [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

② 配偶者の収入に対する制限の状況

配偶者の収入に対する制限がある	収入制限の額			配偶者の収入に対する制限がない
	130万円	103万円	その他	
82.2%	21.8%	54.9%	5.5%	17.8%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

③ 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,347円
配偶者と子1人	20,481円
配偶者と子2人	26,013円

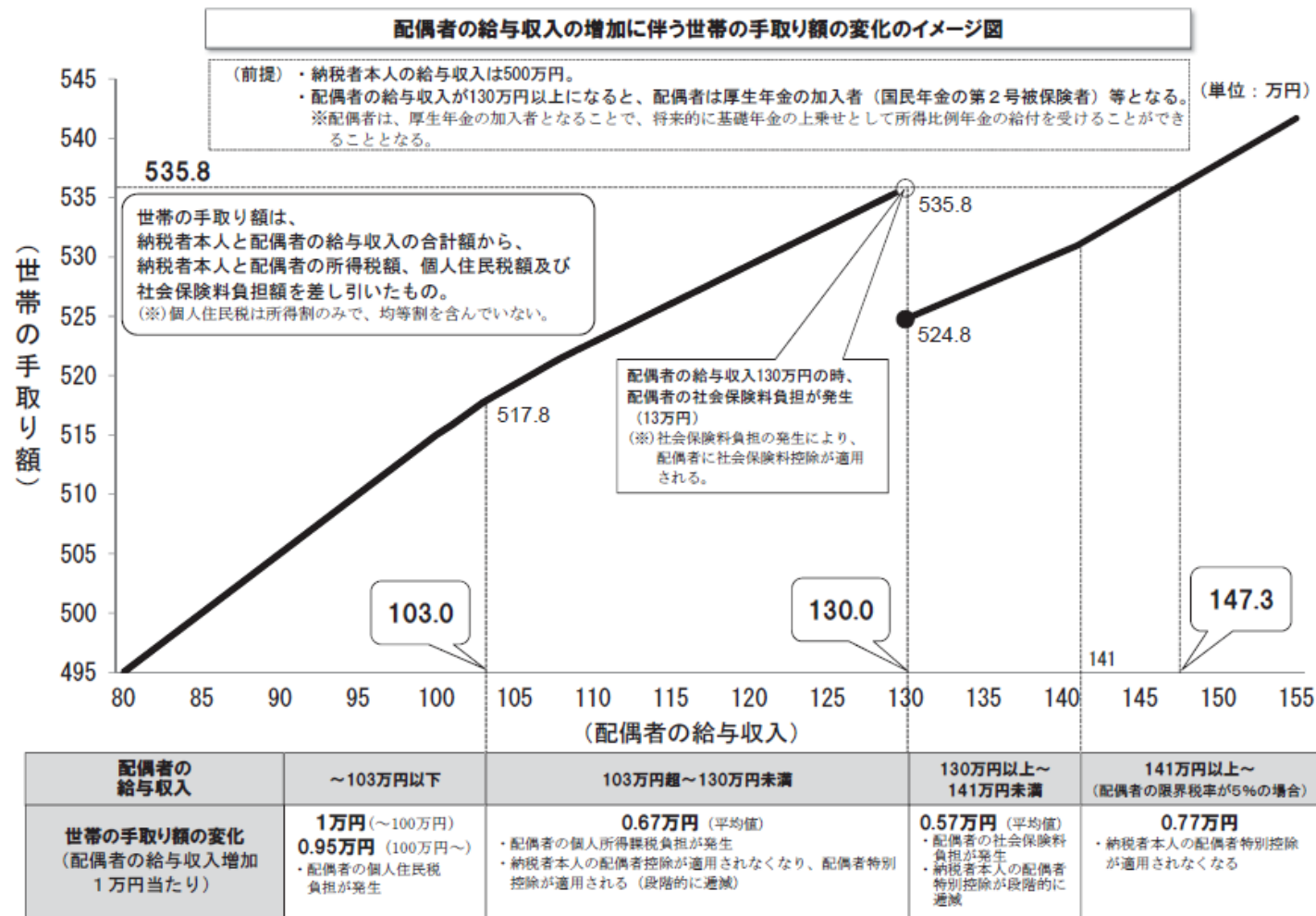
(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

(出所) 税制調査会(2014年11月7日)における財務省説明資料(http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/11/11/26zen12kai3.pdf)

■ 「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」(2014年12月16日)

「女性の活躍については、官民を挙げて推進する。政府は、女性が働くことで世帯所得がなだらかに上昇する制度となるよう税制や社会保障制度を見直す。配偶者手当についても、官の見直しの検討とあわせて、労使は、その在り方の検討を進める。」

「130万円の壁」が大問題



(出所) 税制調査会(2014年11月7日)における財務省説明資料(http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/_icsFiles/afiedfile/2014/11/11/26zen12kai3.pdf)

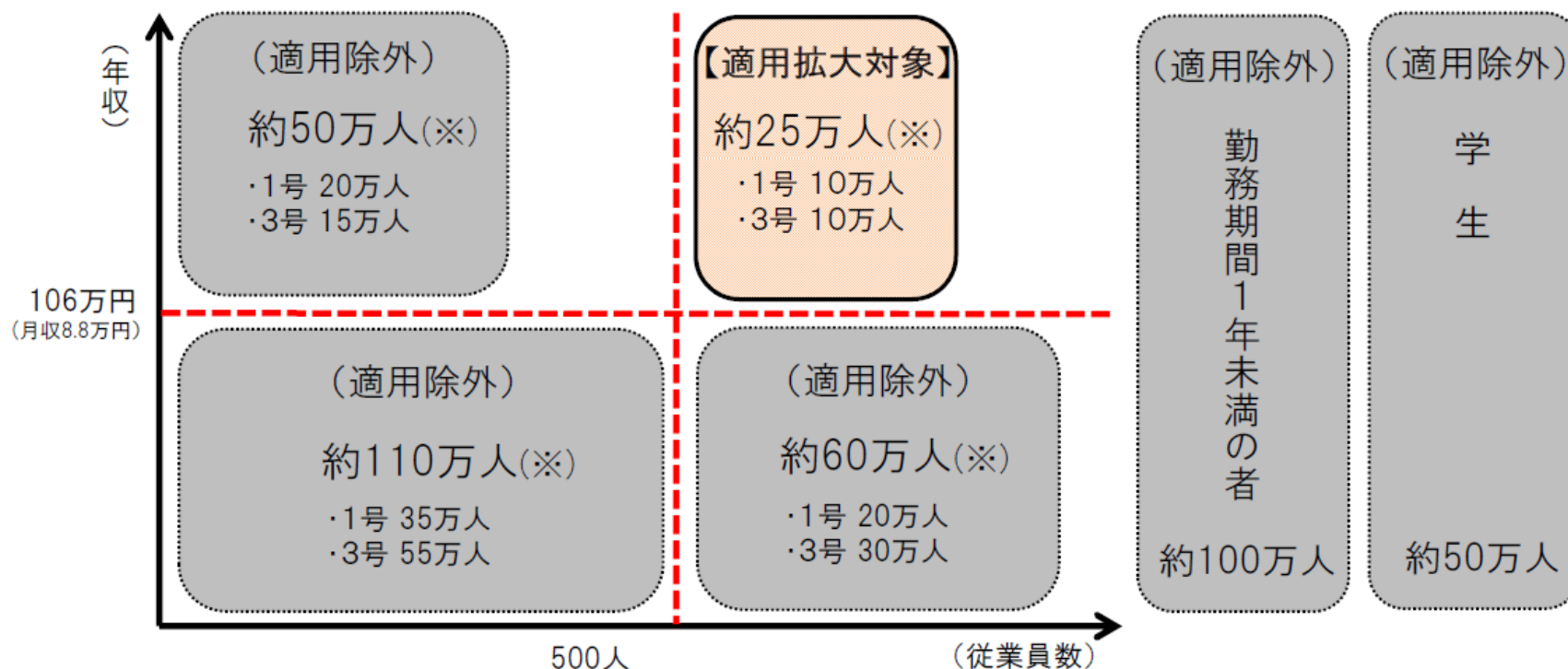
- 129万円から130万円に増える1万円への限界負担率は懲罰的な高さ。手取りを回復させるには150万円前後まで稼ぐ必要があるが、200万円までの間は129万円超過部分に対する限界負担率が所得税の最高限界税率を上回る。
- 逆にいうと200万円を超えるような働き方には現行制度のマイナスは小さい。

短時間労働者の被用者保険への適用拡大

平成28年10月施行の適用拡大の対象

- ① 週20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上）
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 学生は適用除外
- ⑤ 従業員 501人以上の企業（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定）

週20～30時間の短時間労働者（約400万人）



(※) 対象者数は、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者のほか、60歳以上の者や20歳未満の者で新たに厚生年金に適用となる者を含む。

(出所) 厚生労働省資料(15/10/2社会保障審議会医療保険部会資料http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000099460.pdf)

社会保障制度・・・短時間労働者の被用者保険への適用拡大

①公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）附則第2条第2項

政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

②持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第112号）第6条第2項

政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一（略）

二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

三～四（略）

③「経済・財政再生アクション・プログラム」及び「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定、12月25日閣議報告）

・（2017年度予算概算要求、税制改正要望等の時期までに）短時間労働者に対する適用拡大について、2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる

・年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる

おわりに

女性活躍を促すことの意義

- 日本経済や生活水準の将来を考えると、人口減少は生産性向上で克服できるはずと考えるのが自然だが、希望通りに就労、子育て、介護を行うことができない社会が生産性を向上させられるとも思えない。
- 人口減少と超高齢化によって社会の活力が失われ、このままでは陰鬱な未来が待っていると多くの人々が心配する悪循環を克服する原動力は、個々人の希望や意欲ではないか。
- 価値観が多様化し、経済が高度化・複雑化した時代に、雇用面の多様性に欠くことは危険ですらある。人口の半分以上を占めている女性をはじめ、若者、高年齢者、外国人など、多様性を高めることこそが生産性を引き上げるエンジンになると考えられる。女性活躍推進法には大きな期待をよせたい。

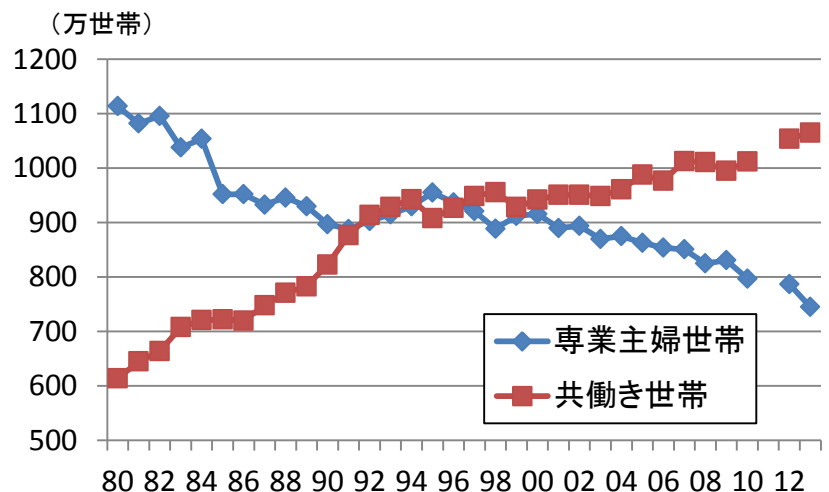
制度整備にあたっての留意点

- 現行制度が女性の労働供給に与えている効果や、今後の改革が労働需要に与える影響は必ずしも十分に明らかになっているというわけではない。制度整備単独に過大な成果を求めることはできないと考えられ、他の施策と総合的に組み合わせて推進される必要がある。
- 差し当たりは、短時間労働者の被用者保険への適用拡大が労働需要の減退(場合によっては労働供給の減退も)をもたらさないか注視したい。

ご参考：附属資料

女性をとりまく経済社会の状況と変化(1/3)

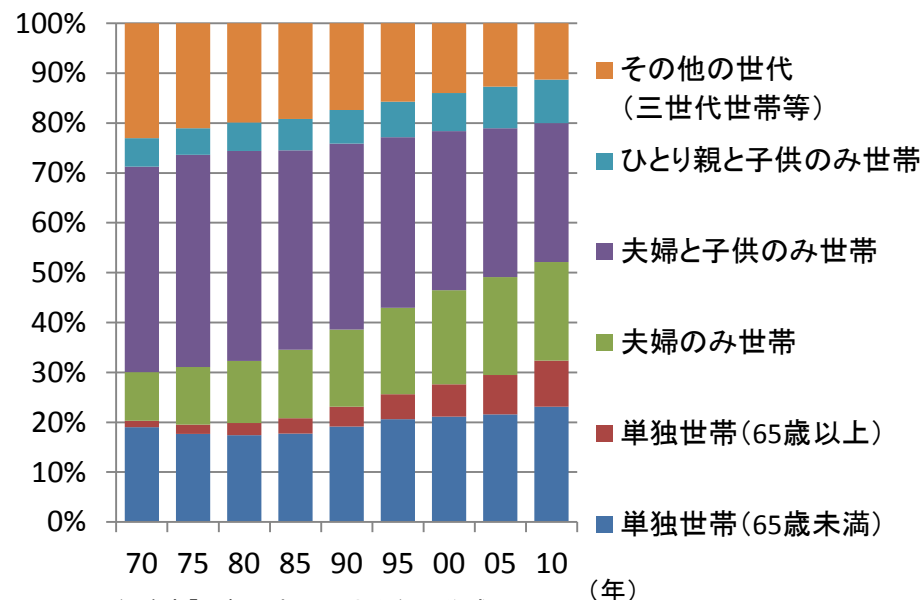
専業主婦世帯と共働き世帯



(注) 専業主婦世帯とは男性雇用者と無業の妻からなる世帯、共働き世帯とは夫婦ともに雇用者の世帯。2011年は東日本大震災の関係でデータが欠落している。

(出所) 厚生労働省、内閣府、総務省の資料等より大和総研作成

世帯類型の構成変化

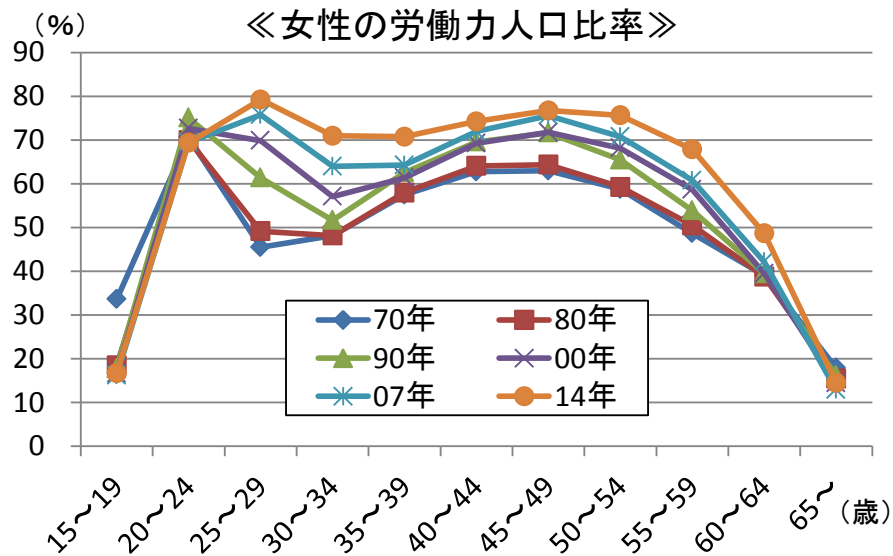


(出所) 総務省「国勢調査」より大和総研作成

- 工業化とサラリーマン化が専業主婦文化をもたらした。経済のサービス化が進み、経済成長率が低くなれば専業主婦文化は維持できなくなる。
- 制度設計上の前提とすべき「モデル世帯」が存在しない時代に。高齢単身世帯だけでなく、生涯未婚者や夫婦のみ世帯、ひとり親世帯などが増えている。

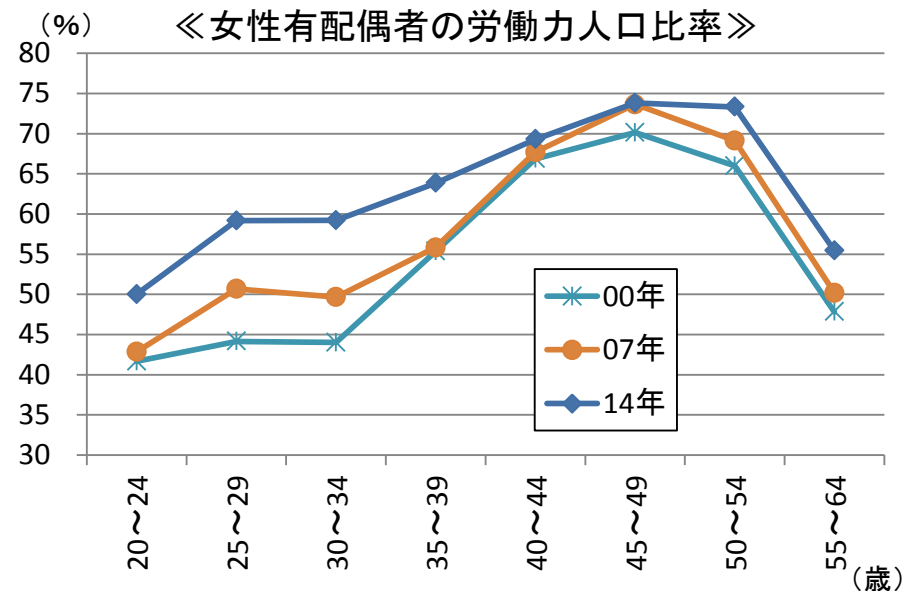
女性をとりまく経済社会の状況と変化(2/3)

女性M字カーブの変化



(出所)総務省「労働力調査」より大和総研作成

配偶者のある女性の労働参加

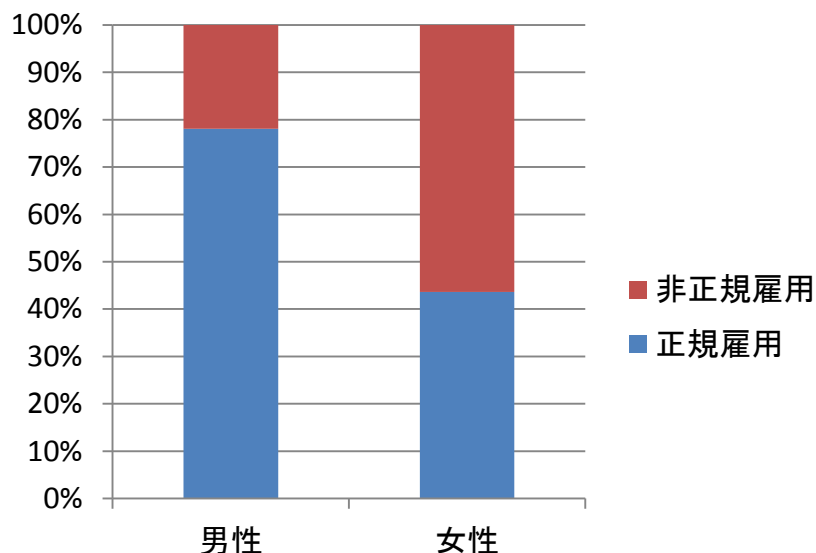


(出所)総務省「労働力調査」より大和総研作成

- 先進国で唯一日本に残っている「女性のM字カーブ」も、不十分ながら解消には向かっている。
- 配偶者のある女性も働くのが普通の時代になっている。

女性をとりまく経済社会の状況と変化(3/3)

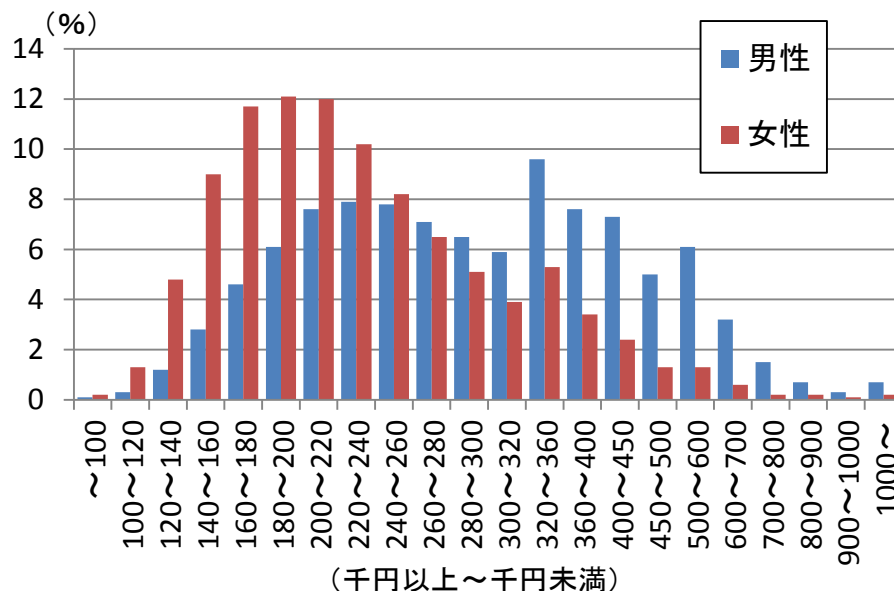
正規雇用と非正規雇用の割合(2015年)



(注) 役員を除く雇用者のベース。

(出所) 総務省「労働力調査」より大和総研作成

所定内給与でみた一般労働者の分布(15年6月)



(注) 一般労働者とは短時間労働者以外の常用労働者。

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本調査(平成27年)」より大和総研作成

- 女性雇用者の過半数は非正規雇用。
- 2015年の賃金センサスによると、賃金の平均値は男性33.5万円、女性24.2万円。中位数は男性29.4万円、女性21.8万円。
- 男女間の賃金格差は徐々に縮小してきたが、直近でも女性は男性の7割程度にとどまっている。

25～44歳の労働市場構造(2014年)

	合計		
		男性	女性
人口(①)	3,263 万人	1,653 万人	1,610 万人
就業者(②)	2,662 万人	1,522 万人	1,141 万人
(就業率<②/①>)	81.6 %	92.1 %	70.9 %
うち非正規の職員・従業員(③)	700 万人	175 万人	526 万人
(非正規就業者割合<③/②>)	26.3 %	11.5 %	46.1 %
うち家事・育児・介護等と両立しやすいために非正規就業(④)	121 万人	2 万人	119 万人
(家事・育児等を理由に非正規就業している割合<④/②>)	4.5 %	0.1 %	10.4 %
うち正規の職員・従業員の仕事がないために非正規就業(⑤)	150 万人	70 万人	80 万人
(不本意非正規割合<⑤/③>)(注)	22.9 %	44.3 %	16.1 %
失業者(⑥)	108 万人	62 万人	46 万人
(失業率<⑥/(②+⑥)>)	3.9 %	3.9 %	3.9 %
うち失業期間1年以上(⑦)	43 万人	32 万人	11 万人
(長期失業者割合<⑦/⑥>)	39.8 %	51.6 %	23.9 %
非労働力人口(⑧)	492 万人	70 万人	423 万人
(非労働力人口割合<⑧/①>)	15.1 %	4.2 %	26.3 %
うち就業希望者(⑨)	184 万人	22 万人	162 万人
(求職していない就業希望者割合<⑨/⑧>)	37.4 %	31.4 %	38.3 %
うち出産・育児のため非求職(⑩)	94 万人	0 万人	94 万人
うち介護・看護のため非求職(⑪)	3 万人	0 万人	3 万人
(出産・育児・介護等を理由に求職していない就業希望者割合<(⑩+⑪)/⑨>)(注)	53.6 %	0.0 %	60.2 %

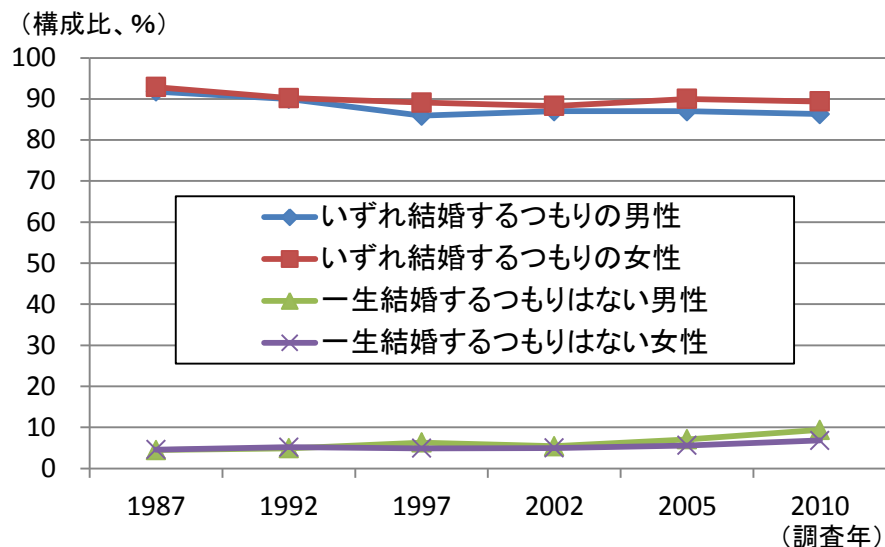
(注)③及び⑨は理由不詳を含む総数であるため、その内訳割合について理由不詳を除いた総数に対する比率を別途計算している。

(出所)総務省「労働力調査(詳細集計)」より大和総研作成

■ 男性と女性、それぞれについて多くの課題がある労働市場

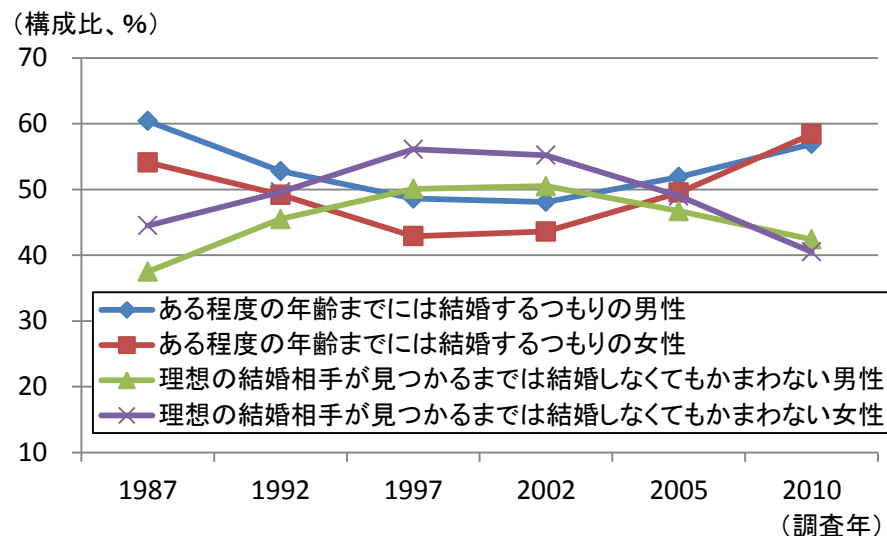
結婚への意欲は低下しているか

生涯の結婚の意思(未婚者)



(注) 18~34歳の未婚者に対する調査。意思不詳があるため合計しても100%にならない。
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「結婚と出産に関する全国調査」より大和総研作成

結婚年齢へのこだわり(結婚意思のある未婚者)

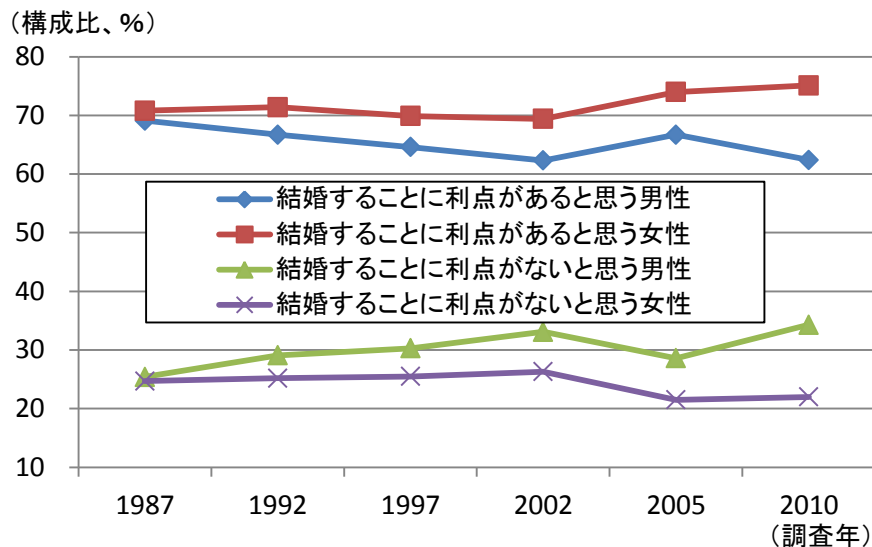


(注) 「いずれ結婚するつもり」の18~34歳未婚者に対する調査。意思不詳があるため合計しても100%にならない。
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「結婚と出産に関する全国調査」より大和総研作成

- いずれは結婚しようと考えている未婚者が、依然として圧倒的多数。ただし、男女を比較した場合、どちらかと言えば、男性の結婚意欲が低下している。
- 結婚年齢にこだわる未婚者が増加している。男女を比較した場合、どちらかと言えば、女性がかつてと比べて理想の結婚相手へこだわる割合が減っている。

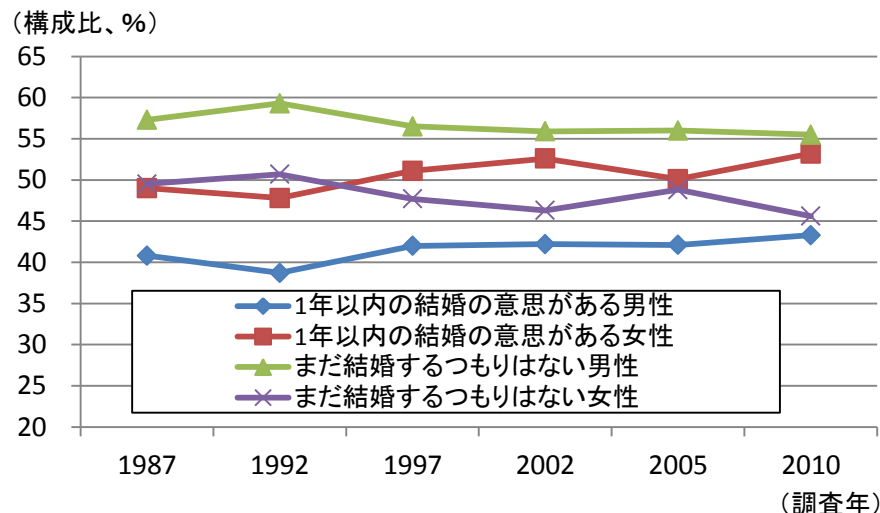
結婚の利点やタイミングの考え方

結婚にメリットはあるか(未婚者)



(注) 18～34歳の未婚者に対する調査。意思不詳があるため合計しても100%にならない。
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「結婚と出産に関する全国調査」より大和総研作成

結婚のタイミング(結婚意思のある未婚者)

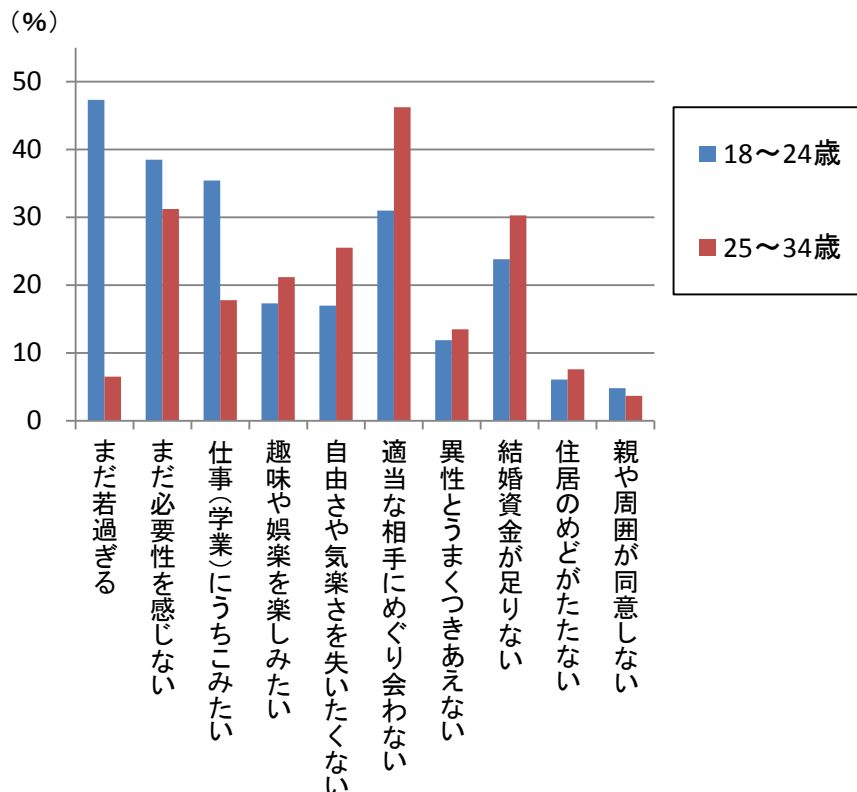


(注) 「いずれ結婚するつもり」の18～34歳未婚者に対する調査。ここで「1年以内の結婚の意思がある」とは、「1年以内に結婚したい」「理想的な相手が見つければ結婚してもよい」と回答した者の割合。意思不詳があるため合計しても100%にならない。
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「結婚と出産に関する全国調査」より大和総研作成

- 結婚することの利点を、男性は感じにくくなっている半面、女性は感じやすくなっている。
- 結婚することの具体的利点としては、「自分の子どもや家族をもてる」が男女とも(特に女性)で増えている。
- 結婚の利点について、女性では「経済的余裕がもてる」を利点とする割合が上昇しているが、「愛情を感じている人と暮らせる」とする割合が減っている。男性では「社会的信用や対等な関係が得られる」や「生活上便利になる」を利点と考える割合が低下している。
- 結婚を先延ばししようという意識は、男女ともに、ゆるやかに弱まっているように見える。

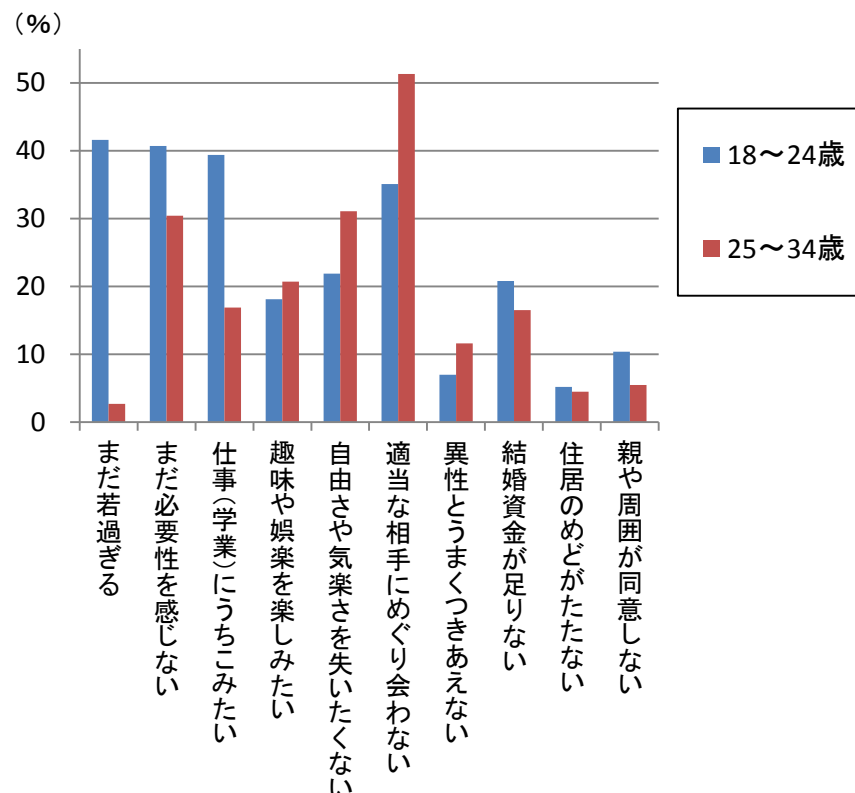
なぜ結婚しないのか

独身にとどまっている理由(男性未婚者、2010年)



(注) 18～34歳の未婚者に対する調査。最大3つまで選択できる複数回答。
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「結婚と出産に関する全国調査」より大和総研作成

独身にとどまっている理由(女性未婚者、2010年)

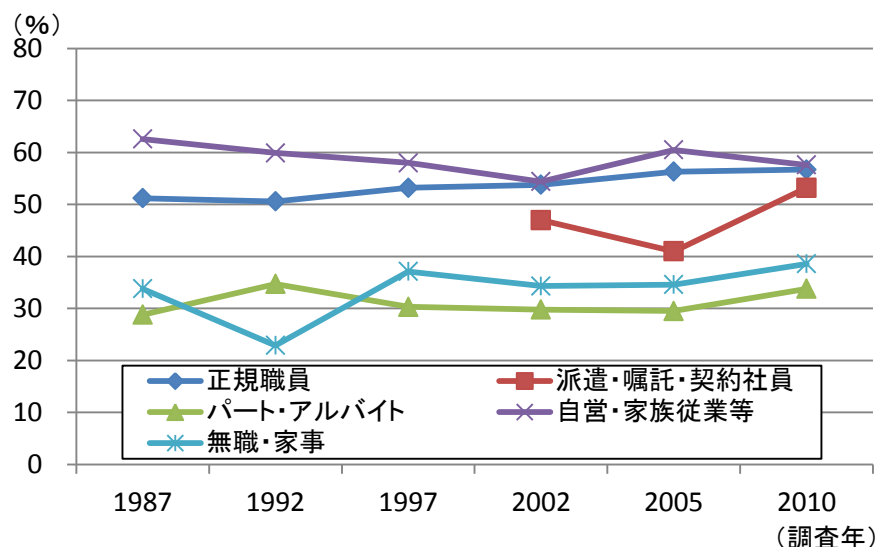


(注) 18～34歳の未婚者に対する調査。最大3つまで選択できる複数回答。
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「結婚と出産に関する全国調査」より大和総研作成

- 結婚しない理由や結婚できない理由を年齢別にみると、25～34歳で「仕事(学業)にうちこみたい」とする割合は18～24歳よりも少なく、「適当な相手にめぐり会わない」「自由さや気楽さを失いたくない」とする割合が多い。
- 男女別では、25～34歳で「結婚資金が足りない」とする割合が男性で高い点が目立っており、女性と異なり男性は18～24歳よりもその割合が高い。

見えていない新しい時代の男女のライフコースモデル

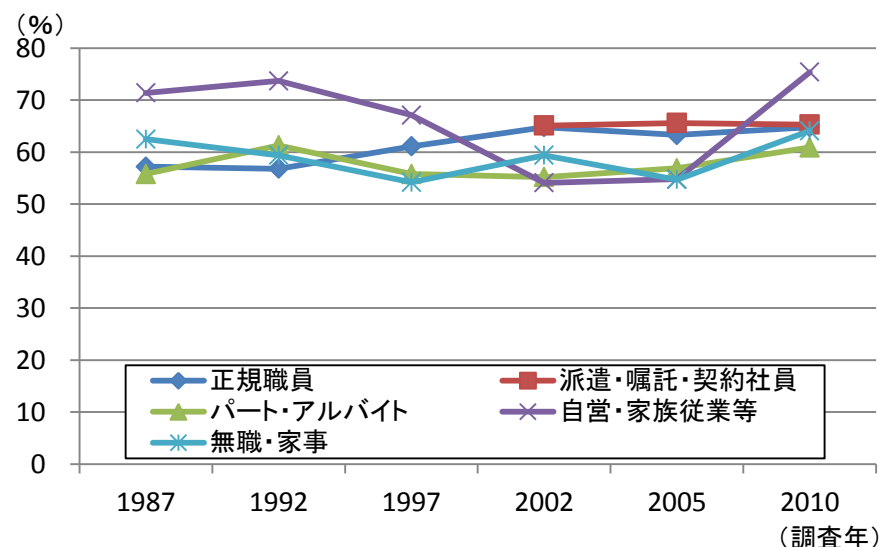
1年以内に結婚してもよいと考える未婚者割合(男性)



(注)「いずれ結婚するつもり」の18～34歳未婚者に対する調査。「1年以内に結婚したい」「理想的な相手が見つければ結婚してもよい」とした者の割合。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「結婚と出産に関する全国調査」より大和総研作成

1年以内に結婚してもよいと考える未婚者割合(女性)



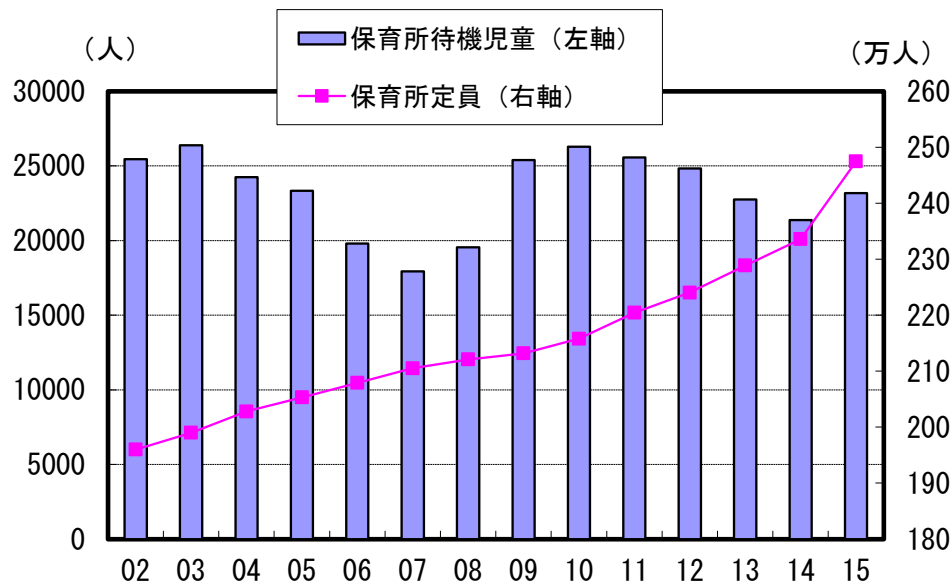
(注)「いずれ結婚するつもり」の18～34歳未婚者に対する調査。「1年以内に結婚したい」「理想的な相手が見つければ結婚してもよい」とした者の割合。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「結婚と出産に関する全国調査」より大和総研作成

- 結婚の意欲やメリット感について、特に男性で就業状況による有意な差異が生じている。
- 婚姻期にある男性の雇用・所得環境の改善が必要だが、それは従来型の雇用慣行(低生産性を示唆する長時間労働の男性と家計補助的な非正規雇用の女性)への回帰であってはならない。
- 個性と能力を十分に発揮できる職業生活や家庭生活を男女ともに実現させていくためには、新しい時代の多様なライフコースモデルが必要になっている。

待機児童問題と雇用慣行～政府と企業の役割

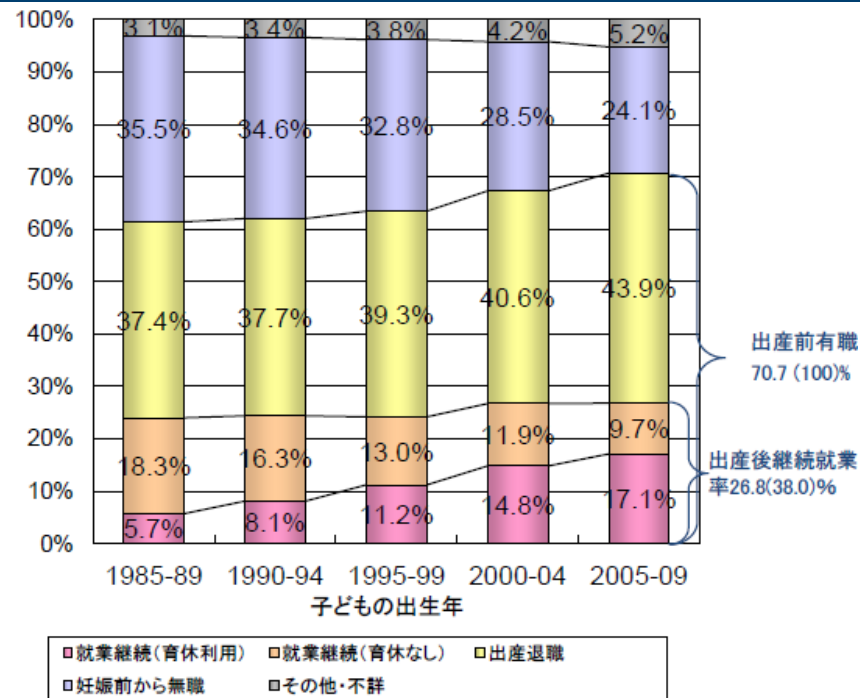
待機児童数と保育所定員



(注) 各年の4月1日時点。15年度の定員には従来の保育所に加え幼保連携型認定こども園の定員を含む。

(出所) 厚生労働省資料等より大和総研作成

第1子出生年別にみた出産前後の妻の就業変化



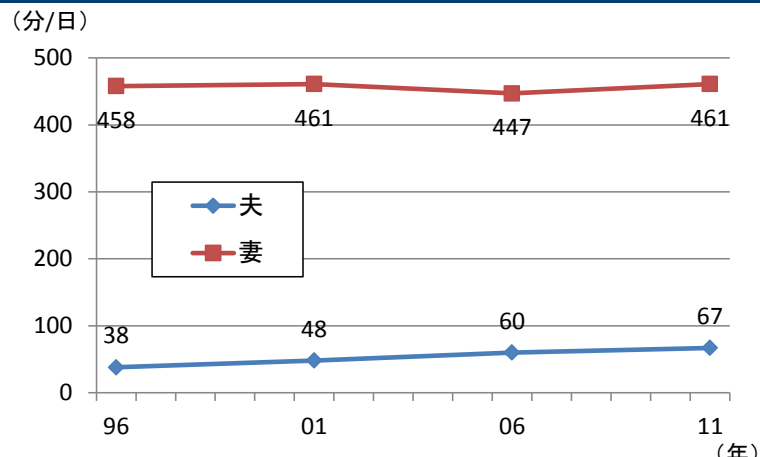
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」

(出所) 厚生労働省 (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/dl/psbbwflj.pdf)

- 保育所定員を増やしながらか待機児童数が一定程度続いていることは政策がある程度うまくいっている可能性を示唆する。もちろん、できるだけ速やかに保育サービスの需給を一致させる必要がある。
- 政策資源の配分を改善させる観点から、幼稚園と保育所の真の一元化が求められる。
- 他方、出産後の女性の継続就業は依然として困難であり、職場における勤務時間や両立支援体制、雰囲気などの課題が大きいとみられる。

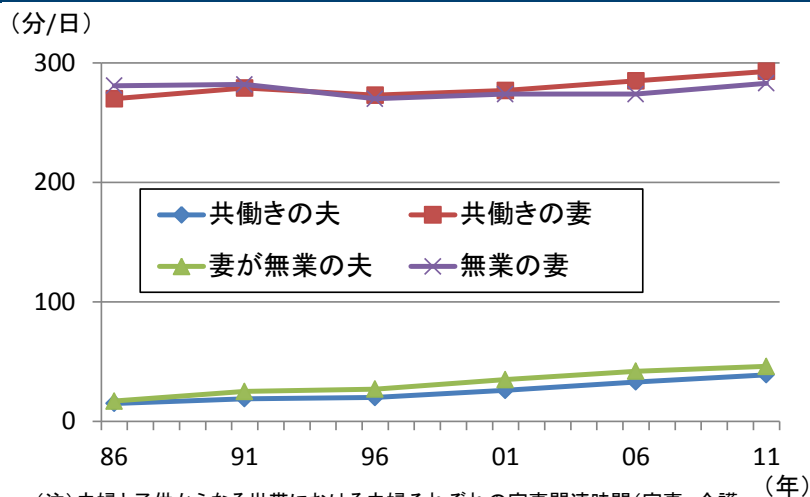
個々の家庭(特に夫)の役割

6歳未満の子供を持つ夫婦の育児・家事関連時間



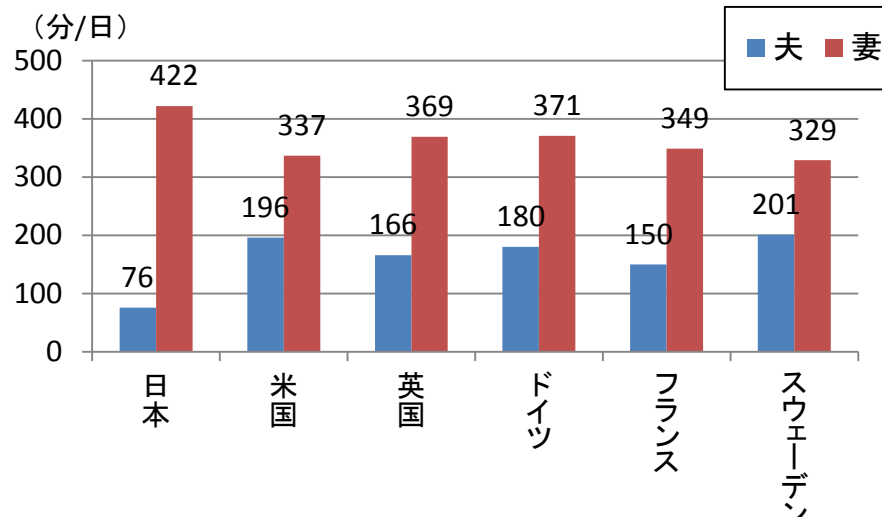
(注) 6歳未満の子供をもつ夫婦と子供からなる世帯における夫婦それぞれの家事関連時間(家事・介護・看護・育児・買い物)。
(出所) 総務省「社会生活基本調査」より大和総研作成

共働きか否か別にみた夫婦の家事関連時間



(注) 夫婦と子供からなる世帯における夫婦それぞれの家事関連時間(家事・介護・看護・育児・買い物)。
(出所) 総務省「社会生活基本調査」より大和総研作成

子供をもつ夫婦が家事に充てる時間の国際比較



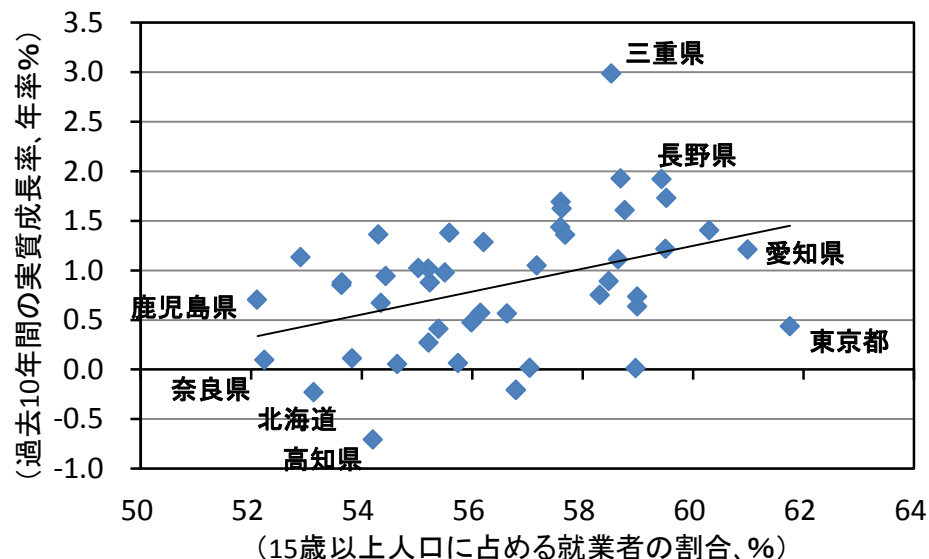
(注) 末子が6歳以下(日本と米国は5歳以下)の夫と妻について「家事と家族のケア」に配分された時間。定義や調査時期には国により差異がある。

(出所) 総務省資料より大和総研作成

- 6歳未満の子供を持つ夫の家事関連時間(総平均、夫婦と子供からなる世帯)は1年当たり2分ずつしか増えていない。このペースでは150分にするには40年以上かかる。
- 夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高い。
- こうした状況が続いている背景には、実は保守的な考え方を持つ女性が少なくないという面もあるかもしれない。

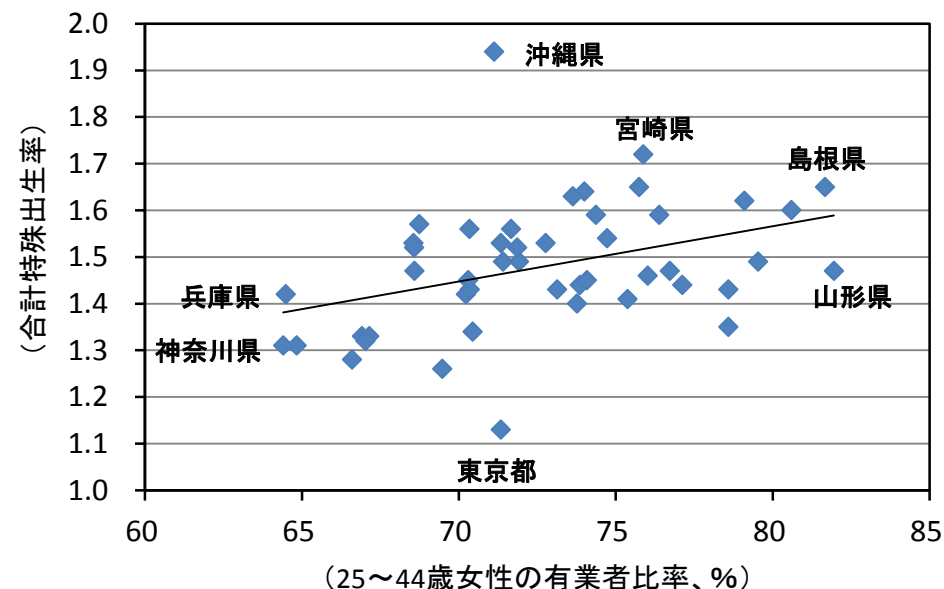
高齢化問題への基本的な処方箋は？

皆で働く～都道府県別の就業率と経済成長率



(注) 就業者割合は2014年の値、成長率は2001～11年度の平均。
(出所) 総務省「労働力調査」、内閣府「県民経済計算」より大和総研作成

少子化対策～都道府県別の出生率と女性就業率



(出所) 総務省「就業構造基本調査(2012年)」、厚生労働省「人口動態統計(2013年)」
より大和総研作成

- 若者、女性、高年齢者など、就業の意欲と能力がある人材が量と質の両面で十分には生かされていない。「仕事がない」のか、「人手不足」なのか、議論がアドホックに展開されているように見える。
- 皆で働くことは、頭数の確保というよりは、多様性が付加価値の源泉になり、希望の実現が社会を支える人々を増やすということではないか。
- 少なくとも女性が活躍している地域で出生率が低いという構図にはない。就業と出産・子育ての両立を官民で実現することこそが少子化対策と成長戦略になる。
- これらの変数の間には双方向に因果関係があると考えられるが、結果的に小さくない地域差があることは事実。

本資料は投資勧誘を意図して提供するものではありません。

本資料記載の情報は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された意見や予測等は作成時点のものであり今後予告なく変更されることがあります。

(株)大和総研の親会社である(株)大和総研ホールディングスと大和証券(株)は、(株)大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。

内容に関する一切の権利は(株)大和総研にあります。無断での複製・転載・転送等をご遠慮ください。